

「徳島県食品表示適正化基本計画」の改定（案）の概要

1 計画の位置づけ

「徳島県食品表示の適正化等に関する条例」に基づき、食品表示の適正化に関する施策を計画的かつ効果的に推進するため、施策の方向性を示すとともに、活動指標を設定するもの

2 改定の背景

- ・栄養成分表示や健康食品等の食品表示に関する正しい知識の普及が必要
 - ・本年7月、消費者庁が「消費者行政新未来創造オフィス」を県庁に設置
- ⇒ 消費者庁との連携や県の取組み強化を図るため改定

3 主な改正点

(1) 計画の期間

平成28年度から30年度まで ⇒ 平成29年度から31年度まで

(2) 具体的取組み

①食品表示の適正化に関する施策

- ・人材育成
 - 食品表示ウォッチャーを幅広い世代に拡充
- ・相談体制の充実強化
 - 栄養成分表示、健康食品に関する相談窓口の設置
- ・監視指導體制の充実強化
 - 食品表示適正化推進員の創設
 - 県外で流通する県産品への科学的産地等判別の強化

②消費者庁との連携

- 徳島モデル・全国展開のため、本県を実証フィールドとして効果測定、分析
- ・多様な関係者を通じたリスクコミュニケーションの推進
 - ・栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育の推進

(3) 活動指標

項 目	現 行	改 定
食品表示ウォッチャー数	80人	160人
栄養表示相談窓口の設置	—	設置、推進
食品表示適正化推進員制度の創設	—	創設、推進
食品表示Gメンによる立入調査・検査件数	—	3,200件/年
食に関する正しい知識の普及に関するイベント (リスクコミュニケーション)等参加者数	500人/年	600人/年
食品表示適正化「徳島モデル」の全国展開	—	推進

4 今後の予定

6月議会閉会后、改定、公表